

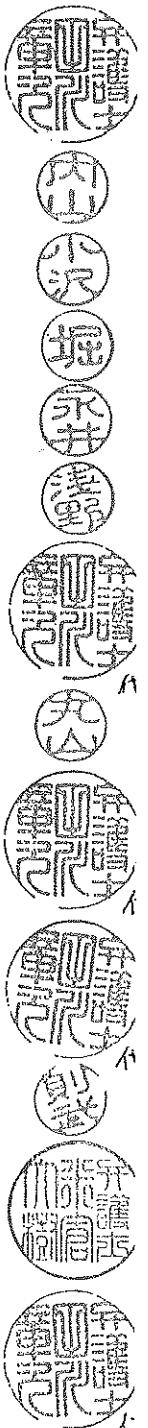
平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）
原 告 河濱盛正ら 外 44 名
被 告 山口県知事

第 6 準備書面

2014（平成 26）年 10 月 31 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田 川 章 次
同 訴訟代理人弁護士	内 山 新 吾
同 訴訟代理人弁護士	小 沢 秀 造
同 訴訟代理人弁護士	堀 良 一
同 訴訟代理人弁護士	永 井 光 弘
同 訴訟代理人弁護士	浅 野 正 富
同 訴訟代理人弁護士	嶋 田 久 夫
同 訴訟代理人弁護士	丸 山 明 子
同 訴訟代理人弁護士	仁 比 聰 平
同 訴訟代理人弁護士	石 口 俊 一
同 訴訟代理人弁護士	則 武 透
同 訴訟代理人弁護士	米 倉 大 樹
同 訴訟代理人弁護士	内 山 傑 史



第1 本案前の抗弁について

1 監査請求前置との関係における同一性

(1)ア 住民監査請求と住民訴訟との同一性について、監査請求前置の要件は柔軟に解釈されるべきであり、本件監査請求と村岡に係る4号請求との間においても社会的事件としての同一性が認められ、監査請求前置の要件は満たされているというべきであることは、既に論じたとおりである（原告第5準備書面第2：3頁ないし5頁）。

イ 判例も、同一の監査請求につき再度の住民監査請求をなしうるか否かが争われた最判昭和62年2月20日（民集41巻1号122頁、判時1228号66頁）において、住民の主張する違法事由が異なっているからといって監査請求を別個のものとして取り扱うべきではない旨の判断しており、このことからも判例が監査請求の同一性を極めて広く理解していることは明らかといえる。

ウ 文献においても、①監査請求において対象とされた行為若しくは事実から派生し、又はこれに後続することが当然に予測される行為若しくは事実が住民訴訟の対象とされた場合、②前置された監査請求において適正に監査がされ、必要な措置が執られれば、そのような行為又は事実が行われなかつたと考えられる行為又は事実がその後に行われ、これを住民訴訟の対象とする場合には、監査請求前置の要件を満たすとされている（甲32：関哲夫『住民訴訟』300頁（勁草書房、新版、1997）、甲33：司法研修所『行政事件訴訟の一般的問題に関する実務研究』355頁（法曹会、改訂版、2000）、甲34：大藤『現代裁判法体系(28)』132頁〔藤山雅行〕（新日本法規出版）、岡口基一『要件事実マニュアル第4巻』347頁（ぎょうせい、第3版、2011））。

(2)ア また、住民監査請求と住民訴訟の対象事実の同一性が問題とな

った判例においても、監査請求の内容を広く解することにより同一性を認めるものが多数である。例えば、最判昭和55年2月22日（判時962号50頁）は、「(地方公共団体による)土地の売買契約締結についての違法、代金支払の違法を指摘して是正措置を求めた本件監査請求については、その代金調達の違法及びその是正措置をも合わせて対象としていると解しえないことはない」として、監査請求と住民訴訟の同一性を認めている。東京高判昭和57年2月25日（判時1038号274頁）は、市長のした道路建設が違法であるとしてその「原状回復」を求めた監査請求について、実質的には道路建設のための請負契約及びこれに伴う公金支出の違法性の主張を含むものとして、建設工事請負契約に基づく公金支出による損害の賠償を求めた住民訴訟との社会的同一性を認めている。

イ 文献においても、前掲最判昭和55・2・22は、当該住民のした住民監査請求において何を対象としていたかという事実認定（ないし合理的な意思解釈）の論点に関するものとされている（甲14：西川知一郎編『行政関係訴訟』250頁ないし254頁〔森健一〕（青林書院、2009））。

ウ 本件監査請求についてみると、監査結果通知書において、請求の要旨①は、「知事が、本件許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了した後も許否の判断を下さなかったこと（以下「本件不作為」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条その他の関連規定による義務に違反し、本件公有水面の違法な財産管理に当たる。」、「標準処理期間経過後の平成25年2月27日以降の埋立免許事務に直接携わった職員等の審査に伴う人件費や用紙代等の支出は、また違法な支出であり、山口県が損害を被っているので、補填するためには必要な措置を請求す

る。」と理解されている（甲4：4頁下から14行目）。原告らの合理的な意思解釈として、原告らが本件許可申請に対する判断留保に伴う支出の違法性を問題としていることは明らかであるから、請求の要旨(1)には、知事の交代に伴い、新知事が山本の政策を引き継いで本件許可申請に対する判断を留保すれば、当然、その判断留保に伴う支出の違法性をも追求する趣旨が含まれると解すべきである。

- (3) したがって、本件監査請求と村岡に係る4号請求との間においても同一性が認められ、監査請求前置の要件は満たされているというべきである。

2 訴えの変更における同一性

- (1) 訴えの変更では、新旧の請求について請求の基礎の同一性が必要であるが、以下のとおり本件訴訟ではかかる同一性があり、訴えの変更が認められるべきである。
- (2) 請求の基礎の同一性が要求される趣旨として、a) 変更可能な幅が大きい方が原告にとっては便宜であるが、しかし請求変更により防御目標が被告にとって予想外のものであり、新たな防御が必要となつて訴訟の終結が遅れるという被告の不利益を防ぐために、請求変更に限界を画する（山本弘ほか『民事訴訟法 有斐閣アルマ』402頁ないし404頁〔松下淳一〕（有斐閣、2009）），b) 原告に常に別訴として訴えを提起させることが酷であり、それまでの審理が無駄になることを防ぐとともに、被告側の応訴に対する配慮、たとえば防御についての困難性を排除する（大島明『書式 民事訴訟の実務』317、318頁（民事法研究会、2009））といったものが挙げられる。
- (3) かかる趣旨から、請求の基礎の同一性が認められるための要件として、a) ①新旧の請求について主要な争点が共通で、訴訟資料・

証拠資料の相当部分が新請求にも利用可能であり、②新旧の請求の利益主張が社会生活上同一または一連の紛争に関するものと認められる場合（山本・前掲アルマ402頁ないし404頁），b) 前法律的な利益紛争関係の共通とか、事実資料の一体性と密着性とか、主要事実の共通とか、主要な争点の共通、訴訟資料や証拠資料の相互利用および利益主張の同一などと多様であるが、結論自体は余り変わらない。結局、当初から被告が考えることが可能な請求については訴えの変更を認めようとするものであり、新旧両請求間の関係を考慮し、旧請求についての訴訟資料や証拠資料を新請求の審理に利用することが可能な状況にあるか否か、請求の基礎が同一と考えてよいか否かとういうことに結びつく（大島・前掲民事訴訟の実務317、318頁）といったものが挙げられる。

(4)ア 本件についてみると、旧請求は、山本による本件許可申請に対する判断留保期間中、山口県が本件支出相当額の損害を被ったとして、被告に対し、山本に対して損害賠償請求するよう求める訴えである。他方、請求の基礎の同一性が争点となっている村岡に係る新請求は、新知事に就任した村岡が、前知事山本と同様、本件許可申請に対する判断を留保し、留保期間中、山口県が本件支出相当額の損害額を被ったとして、被告に対し、村岡に対して損害賠償請求するよう求める訴えである。両請求ともに本案における主要な争点は、本件各支出の前提となる各知事の本件許可申請に対する判断留保の違法性の有無・程度である。各知事の判断留保は、いずれも本件許可申請に対するものであり、その違法性の有無・程度を判断する上で、判断留保の法的根拠、「正当ノ事由」の判断要素、本件許可申請からの期間経過、判断留保時点における延長許可後の竣工期間（平成27年10月6日）到来までの残余期間が共通して問題となる（原告第1準備書面第1・2・(2)）。

4頁ないし7頁、原告第3準備書面第3：5頁ないし8頁)。訴訟資料・証拠資料の相当部分が新請求にも利用可能である(①)。

イ また、判断留保、留保期間中における本件各支出について、行為主体、時期が異なるとしても、本件訴えでは本件許可申請に対する一連の行為(判断留保)の違法性が問題となっており、新旧両請求の利益主張は社会生活上同一または一連の紛争に関するものといえる。むしろ、各知事による判断留保、留保期間中における本件各支出の違法性は一連の社会的動向とも密接に関わっており新旧両請求を分断すべきではない(②)。なお、各知事による判断留保と社会的動向との関係は、別紙1上関原発新設計画の内容及び経緯、同別表記載のとおりである(甲35ないし43)。

ウ さらに、知事の交代に伴い、新知事が山本の政策を引き継げば、被告に対し、新知事に対して損害賠償請求することを求める4号請求が追加されることとは、当然被告も予見し得た所である。

エ 以上に照らせば、本件訴えの変更により防御目標が被告にとって全く予想外のものになったとは到底いえず、新たな防御が必要となって訴訟の終結が遅れることなどない。

オ むしろ、本件訴えの変更が認められなければ、原告らを含め村岡による判断留保に疑問を持つ山口県民らが、再度あるいは新たに監査請求を経て、別の住民訴訟を提起しなければならず、原告らの被る負担は計り知れない。また、本件訴訟提起を受け、山口県民らの本件判断留保に対する問題意識はかなり大きなものとなっており(甲44の1ないし3)，新たに住民訴訟を提起することになると、原告らの人数をはるかに超える山口県民らから、被告監査委員に対し、監査請求がなされることが予想される。

(5) したがって、未だ本案についてさしたる主張・立証をしていない被告には防御上の不利益が全くなく、むしろ原告らの手続き上の負

担，訴訟経済上の損失が著しく大きいことを考慮すれば，新旧の請求について請求の基礎の同一性があり，本件訴えの変更は認められるべきである。

3 財務会計上の行為の特定（損害賠償請求（4号請求）について）

(1) 本案に踏み込むが，本件訴訟では，本件許可申請に対する各知事の判断留保に伴う支出の違法性，具体的には，各知事による留保期間中，公有水面埋立免許に係る事務に費やされた人件費，事務関連経費（以下「本件各支出」という）についての財務会計行為の違法性を問題としている。

すなわち，財務会計上の行為の違法性は，職員が従うべき行為規範についての違法があるかどうかという観点から検討すべきであり，狭義の財務会計法規に限定されるものではない（原告第3準備書面第5，甲19：西川・前掲行政関係訴訟261頁〔山田亜湖〕，岡口・前掲要件事実マニュアル第4巻349頁）。かかる行為規範には，地方自治法138条の2の地方公共団体の誠実執行義務等も含まれると解されることに照らすと，先行行為に重大かつ明白な瑕疵があるなど財務会計的観点から看過しがたい違法があった場合には，当該行為も違法となると解すべきである（甲22：128頁，西川・前掲行政関係訴訟271頁〔山田亜湖〕，岡口・前掲要件事実マニュアル第4巻350頁）。第2・1で後述するとおり，本件各支出の前提となる各知事の本件許可申請に対する判断留保には重大かつ明白な瑕疵があることから，本件各支出についての財務会計行為は，いずれも財務会計上の義務に違反する違法なものであったというべきである。

さらに，山本，村岡は，本件許可申請を直ちに却下若しくは不許可として職員がかかる違法な財務会計行為を行うことを阻止すべき指揮監督上の義務を負っていたにもかかわらず，これを阻止しなか

ったことについて故意が認められる。自らも財務会計上の違法行為を行ったものとして、被告に対し、本件各支出相当額の損害につき賠償責任を負うものと解すべきである（原告第1準備書面第1・2・(3)：7，8頁、原告第3準備書面第7：12，13頁）。

(2) 本件各支出として、報酬、共済費、旅行、需要費、役員費及び備品購入費の6項目が挙げられる（原告第2準備書面第1：2頁）。

なお、港湾課の郵送費は、港湾課ではなく、学事文書課の予算で支払われている（甲27の2）。被告が中国電力に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費（以下「本件郵送費」という）も、各知事による留保期間中、公有水面埋立免許に係る事務に費やされた費用であることから、各知事の判断留保によって山口県が被った損害に含まれるというべきである。第1回目から第5回目までの補足説明依頼に係る郵送費については、山本による判断留保期間中に山口県が被った損害10万円に、第6回目の補足説明依頼に係る郵送費については、村岡による判断留保期間中に山口県が被った損害10万円に含めて主張する。

(3) 本件各支出に係る財務行為について、報酬、需用費のうち賄材料費・物品購入費・その他の需用費、備品購入費については、10万円以下の場合であれば、港湾課副課長の専決で支出負担行為を行い、同課長の専決による支出命令に従って代金を支払う。共済費、旅費、需要費のうち食糧費、役員費については、10万円以下の場合であれば、港湾課課長の専決で支出負担行為を行い、同課長の専決による支出命令に従って代金を支払う（原告第3準備書面第6：10頁ないし12頁）。

郵送費については、学事文書課課長等の専決で支出負担行為を行い、同課課長等の専決による支出命令に従って支払われている（甲45）。 本件郵送費の支出負担行為日、支払命令日は、別紙2本件郵

送費に係る支出負担行為・支出命令記載のとおりである。

- (4) 以上に照らし、本件訴訟では、対象となる財務会計行為について特定がなされているというべきである。

4 本件管理権の財産該当性（怠る事実の違法確認（3号請求）について）

(1) 本件公有水面は、山口県が一部管理権を有する自然公物といえるところ、かかる公有水面の管理権（以下「本件管理権」という）につき、被告は、山口県が一部管理権を有することを認めつつ、県（知事）は、公有水面埋立法による免許権者としての権限を有しており、その行使をしているのであって、公有水面の管理権を行使しているのではないと主張する（被告第1準備書面第2・1、同2：4、5頁）。また、本件管理権に関する原告らの解釈には飛躍があり（被告第3準備書面第2・7：4頁）、「管理権」という用語の概念上、財産性は否定される（被告第3準備書面第3・3：4頁）とも主張する。

(2) しかし、公有水面埋立法上、被告が本件公有水面の管理権を有することは明らかである（甲46：大西徳次郎『港湾管理の基礎知識』2、3及び6頁（日本港湾協会、1987），原告第1準備書面第2・2・(2)：9、10頁）。また、公物に対する管理主体の権利についても、管理主体が所有権を有しない他有公物の場合は、一種の公法上の制限物権と理解されている（甲47：杉村章三郎『行政法第二部（第二分冊）』111、112頁（文精社、1937），甲48：山本徳栄『行政法各論』112頁（文久書林、1967））。本件管理権も、物権的性格を有する権利として、地方自治法238条1項4号の「その他これらに準ずる権利」に含まれると解すべきである。

(3) 以上に照らし、本件管理権は、住民訴訟の対象たる「財産」に当たるというべきである。

第2 本案について

1 損害賠償請求請求(4号請求)

(1) 裁量の逸脱・濫用

ア 被告は、本件は行政裁量の逸脱・濫用が問題となるケースではないと主張する(被告第3準備書面第1・2:2頁, 同第2・2:3頁)。

イ しかし、行政機関の判断過程に着目し、行政裁量が問題となるステージを分析する考え方に基づき、いつ行政行為を行うかという時期にかかる裁量(時の裁量)が観念できるとする見解がある(櫻井敬子=橋本博之『行政法』114, 115頁(弘文堂, 第2版, 2009))。判例でも、時の裁量を認めたものがある。例えば、最判昭和57年4月23日(民集36巻4号727頁)では、道路交通法に基づく車両制限令12条所定の道路管理者の「認定」につき、「基本的には裁量の余地のない確認的行為の性格を有する」にもかかわらず、「具体的事案に応じ道路行政上比較衡量的判断を含む合理的な行政裁量を行使することが全く許容されないものと解するのは相当ではない」とされた。

本件訴訟では、本件各支出の前提となる各知事の本件許可申請に対する判断留保の違法性の有無・程度、すなわち、本件許可申請に對していつまでに許否の判断を下すべきかが問題となっており(原告第3準備書面第3:5頁ないし8頁, 原告第4準備書面第1:2, 3頁), 正に行政裁量の逸脱・濫用が問題となるケースである。

ウ 裁量処分の違法性の主張立証責任は、本来原告が負うべきであるとされる。しかし、最判4年10月29日(民集46巻7号1174頁)は、原子炉等規制法23条1項の、原子炉を設置しようとする者に対する内閣総理大臣等の許可の取消訴訟に関する立

証責任の帰属について、その許可が、優れて科学的、専門技術的な知見に基づく合理的な判断であり、その裁判所による審査も、その判断そのものの適否ではなく、その判断に不合理な点があるかどうかの審査であるとするところから、基本的には、原告側にその責任を認めたが、この許可については、その資料はすべて被告側にあるのであるから、原告側に責任を認めるのみでは、この処分を原告側が実質的に争う余地はほとんどなくなるといつても過言ではないため、事実上の推定のテクニックを用いて、被告行政側へ立証責任を転換している（甲49：司研・前掲行政事件訴訟の一般的問題に関する実務研究181頁、岡口・前掲要件事実マニュアル第4巻96頁）。すなわち、上記判例は、要旨、「法が内閣総理大臣に、原子力設置の許可等を行う場合に、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重することを定めているのは、各基準の適合性については、原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。以上の点を考慮すれば、裁判所の審理、判断は、原子力委員会等の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであり、被告行政がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解される。しかし、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議会及び判断の過程等、被告行政の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政がした右判断に不合理な点があるこ

とが事実上推認されるものというべきである。」と判示している。

本件許可申請に対する許否の判断についても、申請当時における諸般の事情を総合的に考量することが要求される（原告第1準備書面第1・(2)：3頁ないし5頁）。また、本件許可申請に対する各知事の判断留保に関する資料はすべて被告が保持している。特に、本件非開示部分（甲9の1ないし同6など）は、裁量権の逸脱・濫用の有無を判断する上でその開示が必要不可欠である。そういうであるにもかかわらず、被告は、原告らによる再三にわたる開示要求にも一切応えない（原告第1準備書面：6頁目下から9行目、原告第3準備書面第8：13頁）。かかる状況に照らせば、被告の方で、まず各知事による判断留保に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張・立証する必要があり、被告がこれを尽くさない場合には、各知事による判断留保に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

エ したがって、本件では、被告より本案についてされたる主張・立証もなく、各知事による判断留保が不合理であることが事実上推認されるというべきである。山本による判断留保の時点で、本件許可申請から既に半年近くが経過し、留保期間満了後、竣工期限まで残り1年半ほどであったこと、村岡による判断留保の時点では、本件許可申請から既に1年半近くが経過し、留保期間満了後、竣工期限まで残り5か月ほどであることに照らせば、不合理の程度は著しいものであり、その瑕疵は重大かつ明白であるというべきである（原告第4準備書面第1：2、3頁）。

(2) 損害額

ア 被告は、原告らが各知事の判断留保によって山口県が被った損害額について10万円を下らないと主張するのに対し、試算根拠が不合理であると反論する（被告第3準備書面第1・1：1、2

頁，同第2・1：2頁)。

イ しかし，4号請求の損害額については，民事訴訟法248条によつて認定する例も少なくないとされる(岡口・前掲要件事実マニュアル第4巻364頁)。例えば，東京高判平成21年5月28日(判時2060号65頁)は，下水道工事についての談合によつて市に損害が生じたことは明らかであり，その損害額は，抽象的には，「談合されていなければ形成されていたであろう落札価格に基づく契約金額」と「現に締結された請負契約にかかる契約金額」との差額であるといつては立証することができるが，この損害の額を具体的に立証することは，その性質上きわめて困難であるから，民事訴訟法248条により，口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて裁判所が相当な損害額を認定すべきであるとした。

ウ 本件損害は，抽象的には，本件許可申請後，各知事による判断留保期間中，公有水面埋立免許に係る事務に支出された人件費と事務関連費である。かかる損害の額を具体的に立証することは，その性質上きわめて困難である。そのような中，原告らは，本件損害額についてでき得る限りの主張・立証を尽くしている(原告第2準備書面・第1：2頁，原告第3準備書面・第1：2ないし4頁，原告第4準備書面第2：3頁)。

エ 以上に照らせば，民事訴訟法248条により，本件損害額は10万円であると認定されるべきである。

2 惰る事実の違法確認(3号請求)

被告は，灯浮標等は中国電力が管理しているとして，その放置による財産的損害の危険性を否定する(答弁書第3・3・(2)・②：9頁，被告第3準備書面第1・3・(2)：2頁)。

しかし，本件公有水面は公物である以上，放置された灯浮標が漂流するなどして事故となつた場合，山口県が損害賠償責任を負わされる

可能性がある（甲46：大西・前掲港湾管理の基礎知識2，3頁，訴状第2・3・(2)：4，5頁，原告第2準備書面第3：4頁）。

したがって、本件灯浮標等の放置によって、山口県に財産的損害が発生する危険性があるというべきである。

第3 結語

よって、原告らの請求には理由があり、全て認められるべきである。

第4 誤記の訂正

原告第4準備書面第1・2・(2)（2頁目上から9行目）において、「窺える」との文言が抜けていることから、本書面にて訂正する。

以上

(別紙 1)

上関原発新設計画の内容及び経緯 (甲 3 5)

- 1 上関原発新設計画は、中国電力が上関町長島の西端に出力 137 万 3 千キロワットの改良型沸騰水型炉 2 基を建設するというものである。約 33 万平方メートルの敷地のうち、約 14 万平方メートルは海を埋め立てて造成する。総工費は約 8 千億円。1 号機は 2010(平成 22) 年度の着工、2015(平成 27) 年度の運転開始、2 号機は 2013(平成 25) 年度の着工、2018(平成 30) 年度の運転開始を目指していた。
- 2 1982(昭和 57) 年に計画が表面化し、国は 2001(平成 13) 年 6 月に電源開発基本計画に組み入れた。電源開発基本計画は、旧電源開発促進法を根拠に経済産業大臣が決定していたものであるが、2003(平成 15) 年 10 月の同法廃止に伴い、基本計画の機能は「重要な電源開発に係る地点の指定」(2004(平成 16) 年 9 月閣議了承) に基づく「重要電源促進地点」または「重要電源開発地点」の指定に引き継がれ(甲 3 6 の 1 ないし 3)，上関原発は、2005(平成 17) 年 2 月に重要電源開発地点に指定された(甲 3 7)。2002(平成 14) 年 6 月制定のエネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画(2003(平成 15) 年 10 月策定、2007(平成 19) 年 3 月第一次改定、2010(平成 22) 年 10 月第二次改定)の下で原発は基幹電源と位置付けて推進するとされたことと相まって、国は上関原発新設を推進する立場をとってきた(甲 3 8 ないし 4 0)。
- 3 準備工事である海面埋立による敷地造成は、中国電力が 2008(平成 20) 年 10 月に山口県知事から公有水面埋立法に基づく埋立免許を得た。埋立免許には免許から 1 年以内の埋立工事着手、着手から 3 年以内の竣工という期間が付されている。中国電力は 2009(平成 21) 年 10 月に埋立工事に着手したものの、1982(昭和 57) 年に計画が表面化して以来、

反対運動を続けてきた祝島島民をはじめとする反対世論を前に、なかなか工事をすすめられないのでいた。2011(平成 23)年 3 月には福島原発事故が起り、二井関成知事（以下「二井知事」という）の要請を受けて工事は全面ストップし、そのまま 2012(平成 24)年 10 月の埋立免許期限を迎えた。中国電力は期限切れによる埋立免許の失効を避けるため、期限切れ直前の同年 10 月 5 日に、公有水面埋立法に基づき、山口県知事に埋立免許の工事竣工期間延長申請をした。申請の内容は、「埋立工事着手日から起算して 3 年以内」を「埋立工事着手日から起算して 6 年以内に」、すなわち、2012(平成 24)年 10 月の期限を 2015(平成 27)年 10 月に変更することを求めるというものであった（甲 9 の 1）。

4 公有水面埋立法では、埋立免許の延長許可をするためには正当理由が求められる。二井知事は、在職中、延長申請について、①実際に申請があった時点で申請内容に正当な事由があるかどうか審査して許可の可否を判断する、②埋立ての前提となる土地利用計画が不透明であれば公有水面埋立法上の要件である正当な事由がなく、埋立免許の延長を認めることはできないとの法的整理をしていた。山本繁太郎知事（以下「山本知事」という）も、2011(平成 23)年 7 月の知事選において、「脱原発依存」は当たり前と主張し、延長申請に関して二井知事の方針を引継ぐ考えを表明していた。2012(平成 24)年 8 月に知事就任した後、中国電力から延長申請を受けた際も「不許可処分をすることになる」と明言していた（甲 3 5、甲 4 1 の 1 ないし 4）。

しかし、山本知事は、中国電力に対し、4 度にわたる補足説明を求め、さらに 2013(平成 25)年 3 月 19 日に回答期限を翌 2014(平成 26)年 4 月 11 日とする 5 度目の補足説明を求めた（甲 1 の 1、同 2、甲 9 の 2 ないし 6）。中国電力は、2014（平成 26）年 4 月 11 日に 5 度目の補足説明を行ったが、2014（平成 26）年 2 月に就任した村岡知事は、同年 5 月 14 日に中国電力に対し、さらに回答期限を 1 年程度とする 6

度目の補足説明を求めた(甲13の1ないし5)。埋立免許延長申請は、山口県知事による許否の判断がなされないまま長期間が経過し、3年の延長期間のうちすでに2年が経過している。6度目の補足説明の期限である2015(平成27)年5月には延長期間の残期間が5か月しかなく、仮にこの間に埋立工事を再開したとしても、工事を完了するためには、同年10月の再延長が避けられないという異常な事態となっている。

5 一方、福島原発事故を契機に政府の原発政策の見直しが始まり、当初の埋立期限である2012(平成24)年10月の前月9月には、民主党政権の下で、革新的エネルギー・環境戦略が閣議決定され、国家のエネルギー戦略は白紙から見直すこと、原発の新增設は行わないことが政府方針となった(甲12、甲42の1、同2)。また、直近の2014(平成26)年4月のエネルギー基本計画第三次改定においては、原発は、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされ、福島原発事故以来停止していた原発について、規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には再稼働を進めるとされたものの、新增設については、これを推進するとしていた改訂前のエネルギー基本計画と異なり、数値目標はもとより推進するとの文言もなく、政権交代後の安倍自公政権の下でも、事実上白紙状態である(甲43)。

6 このような状況下で、埋立免許延長の正当理由を肯定できるはずもなく、延長申請は直ちに却下可能であり、そうすべきであるにもかかわらず、被告は何ら見通しのない政府の原発新增設推進への政策転換に期待を寄せながら、中国電力に正当理由の補足説明を繰り返して、許否の判断をサボタージュしている。

これに対して、山口県民からは、山口県知事の対応は「はじめに期間伸長許可ありき」であって、許可権限を逸脱・濫用している、拒否判断のサボタージュは違法であるとして住民訴訟が提起されているところである。

7 この間、中国電力は、埋立工事着工直後の 2009 年 12 月に 1 号機の原子炉設置許可申請を経済産業大臣宛に行っているが、上記の情勢下で、いまだ許否の判断はなされていない。

以 上

(別表)

	中国電力	山口県	原告団（住民訴訟）	その他 (社会的な動きなど)	証拠
S57. 02		上関町長が原発誘致の意向表明			甲 35
H08. 08		二井知事が知事就任			甲 35
H13. 04		県が国に対し原発建設を口頭同意			甲 35
H13. 06				上関 1 号、2 号機を組み入れた電源開発基本計画の決定	甲 36 の 1 ～3
H15. 10				エネルギー基本計画策定	甲 38
H16. 10	建設予定地の土地売買を終了				
H17. 02. 18				上関原発の重要電源開発地点指定	甲 37
H19. 03				第一次計画改定（新設推進）	甲 39
H20. 06. 17	公有水面埋立免許を出願				
H20. 10. 22		二井知事が公有水面埋立免許 <竣工期限：着手日から 3 年>			甲 1 の 2
H21. 10. 07	埋立工事に着手				
H22. 10				第二次計画改定（新設推進）	甲 40
H23. 03. 11				福島第一原発事故	
H23. 03. 15	二井知事の要請を受け、埋立工事を一時中断				甲 1 の 2, 甲 35
H24. 06. 25		二井知事が免許延長を現状では認めない考えを表明			甲 1 の 2, 甲 35, 甲 41 の 1, 同 4
H24. 07. 29		知事選で山本知事が初当選。上関原発について二井知事の方針を踏襲する考えを表明			甲 1 の 1, 同 2, 甲 41 の 4
H24. 08. 22		同日付で就任した山本知事は、10 月に期限を迎える本件公有水面埋立免許の更新について、「二井前知事の考え方を引き継いでいる」と述べ、免許をいったん失効させる考えを示す			甲 41 の 2
H24. 09				革新的・エネルギー環境戦略会議決定（①国家のエネルギー戦略は白紙から見直す、②原発の新增設は行わない）、閣議決定（今後のエネルギー・環境政策については、上記会議決定を踏まえて遂行する）	甲 12, 甲 42 の 1, 2
H24. 09. 25		山本知事は、来月 6 日に延长期限が迫る公有水面埋立免許については、「(國の)政策における上関計画の位置づけが不透明。現時点での延長申請があっても認めることができない」と表明			甲 41 の 3
H24. 10. 05	知事に工事の竣工期限の伸長を申請 <竣工期限：着手日から 6 年>	山本知事は「許可できない。不可処分をすることになる」と明言			甲 1 の 1 同 2, 甲 9 の 1
H24. 10. 06	公有水面埋立竣工期限到来				
H24. 10. 23		中国電力に対し、補足説明を求める（第 1 回）			甲 1 の 2, 甲 9 の 2
H24. 11. 13	第 1 回に対する回答				甲 9 の 3
H24. 11. 22		〃（第 2 回）			甲 1 の 2, 甲 9 の 4

H24. 12. 21	第2回に対する回答			
H25. 01. 04		" (第3回)		甲9の5
H25. 01. 25	第3回に対する回答			甲1の2, 甲9の6
H25. 01. 30		" (第4回)		甲1の2
H25. 02. 22	第4回に対する回答			
H25. 02. 26	標準処理期間満了			
H25. 03. 04	山本知事が県議会で先送り方針を表明			甲1の1, 同2, 甲 41の4
H25. 03. 19		" (第5回) <回答期限:H26. 04. 11>		甲3
H25. 06. 11		山口県監査委員に宛て、山口県職員措置請求書を提出（監査請求）		
H25. 08. 02		監査請求結果の通知（①損失の補てん棄却, ②財産管理の懈怠却下）		甲4
H25. 08. 30		住民訴訟提起		
H26. 01. 14	山本知事辞職			
H26. 02. 25	村岡知事就任			
H26. 03. 15	山本前知事死亡			甲15の1
H26. 04		第三次改定（①原発は、エネルギー供給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源, ②規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合に、再稼働を進め）⇒新增設にについては、数值目標はもとより、「推進する」との文言もなく、事实上白紙状態。		甲43
H26. 04. 11	第5回に対する回答			
H26. 05. 14		" (第6回) <回答期限:H27. 05. 15>		甲13の1 ～5
H26. 06. 27	訴えの変更等申立て			
H27. 10. 06	延長許可後の公有水面埋立竣工期限到来			

(別紙2)

本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令

	送付書類	作成日・発送日	作成者	発送者	郵送方法	郵送にかかった経費	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	「設計概要変更・工事竣工期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H24.10.23	山口県土木建築部港湾課長	港湾課 たなべ	普通 (定型外)	120円	H24.11.15 (10月分)	学事文書課 主査：坂本 (哲) 担当：新庄	H24.11.30 (10月分)	第1回目の補足説明の依頼(甲9の2)。
2	同上	H24.11.22	同上	港湾課 たなべ	同上	同上	H24.12.14 (11月分)	同上	H24.12.27 (11月分)	第2回目の補足説明の依頼(甲9の4)。
3	同上	H25.01.04	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25.02.18 (1月分)	同上	H25.02.28 (1月分)	第3回目の補足説明の依頼(甲9の6)。
4	同上	H25.01.30	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	同上	同上	同上	第4回目の補足説明の依頼。
5	同上	H25.03.19	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25.04.15 (3月分)	同上	H25.04.30 (3月分)	第5回目の補足説明の依頼。
6	同上	H26.05.14	同上	港湾課 右田宗聖	同上	同上	H26.06.13 (5月分)	学事文書課 主査：阿武 担当：村上	H26.06.30 (5月分)	第6回目の補足説明の依頼。